

横浜事件 再審裁判を 支援する会

裁判所の求めに応じ

意見書を提出

再審請求人——小野新一、斎藤信子さん

さる八月、裁判所から請求人に対し、意見書を提出するよう
にとの要請があり、請求人お二人はそれぞれ意見書を提出しまし
た。ここでは、斎藤さんの意見書を紹介します。

今こそ真相を明らかに

斎藤 信子

意見書

横浜地方裁判所

第二刑事部 御中

平成15年10月23日

このたびの横浜地方検察庁・總
山哲検事の意見書を拝見し、一七

年前の母の言葉を思い出しまし
た。

再審実現の取り組みも18年を迎えました。
引き続き「支援する会」会員として、「協力を
お願いいたします。」

◆会費は年間(個人)2000円、(団体)5000円

No.49

2003. 11. 25

〔事務局〕

〒101-0064

東京都千代田区

猿樂町1-4-8

松村ビル401

TEL03-3291-8066

FAX03-3291-8066

一九五九年に五〇歳で夫に死な
れて以来、孤軍奮闘してまだ幼い
兄と私を育てた母は、一九八六年
に木村亨氏のお誘いで横浜事件再
審請求の請求人のひとりに加わり
ました。そのとき兄はすでに結婚
して家を出ており、私も三七歳に
なっておりましたので、母から請
求人として加わることの相談を受
けた時、私は「私たちのことはも
う心配いらないのでこれからは自
分の信念を貫いて思うように生き
て欲しい」と申しました。

母にとって、理由もわからず突
然に夫が捕らえられ、拷問を受
け、長い間警察に拘留された上
に、有罪になった横浜事件は、全
く納得のいかない事件でしたし、
戦後早く、世間にも事件は当局に
よって作られたことも明らかにさ
れ、あらゆる罪判決のみが積み残
されていたのだからと、割と簡単
に解決するだろうとの認識で加
わったのでした。

ところが横浜地検からの棄却判
決が郵便で届き、そこには、「拷問
は益田直彦のみに対してで、請求
人が拷問されたとは断定できな
い」とありました。さらに「一件
記録が存在せず、審理のし方が
ない、その記録は米軍の進駐時に
焼却されたことが窺われる」と

★同封の振替用紙で、最寄り
の郵便局からお振り込み下さ
い。

——支援する会事務局

いうものでした。

私はその判決を見たときの母が忘れられません。「目から火が出るかと思った」と震えるように申しました。そこから母の努力が始まりました。



母はもともと文学少女で記憶力抜群の人でしたから、父が亡くなつてから私は横浜事件のことも幾度か聞かされていました。最初、父が連行された時には、父をよく知る方から「闇で鶏を買ったことではないか」などと言われたそうで、ところがなかなか帰されないの、「どうもただごとではない、これは長くなるかも」という話になったこと、とにかくわけが判らず困惑の日々だったことなどを聞かされました。その語り口そのままに本となったのが『横浜事件・妻と妹の手記』（高文研）です。

人たちの面立ちや場面の様子まで想像して聞いたものです。母は感性豊かな少女のままのような人でしたから、再審請求の請求人に加わつてから、図書館に通つて法律書を読んだり、横浜事件に関する本、資料に取り組むその変貌ぶりには、子供から見ても目を見張るものがありました。



私の世代は、母に比べればしらく世代といふのか、腹が立つとかえつて関わることも馬鹿馬鹿しくなつてしまふようなところがありましたから、決して諦めない、そして再審が開かれることを信じてやまない母の姿に娘ながらに心打たれました。

その母も亡くなり、はや八年がたちます。世紀末から次の世紀へと時代の大きな変換期に遭遇し、私自身も歳を重ねる中、母の、このままではいけないという思いも私なりに理解できるようになりました。

今はもう、拷問も、その時代の

様子も、実体験として知る人はほとんどおりません。しかし、当事者の意志を引き継いだ多くの出版人、学者、弁護士、一般の支援者が私たち戦後生まれの遺族を支えて事件の真相を改めて検証し、七年の歳月が過ぎました。その中で事件の原点ともいえる細川嘉六先生の論文の鑑定もなされ（すでに提出されています）、真実はより客観的に明らかになつてきていとさえ思えます。また拷問のすさまじさを語るビデオ『証言』をはじめ母の遺した本、その他多くの体験手記、研究書、資料はいくらでも残されているのです。その資料に真摯に向き合っていたください。



私は父母の体験した横浜事件を、父母にとつての戦争体験として捉えてきました。お酒が好きで、優しく陽気な人であった父は、『改造』の編集者であったためにその執筆者であった細川嘉六先生の郷里に、戦争中の食べ物不足の中、こ

馳走に招かれて大喜びで出かけ、芸者さんまで揚げて宴会をしました。その記念に楽しく撮つた写真のうちの一枚が、共産党再建準備会議とされ、凄惨な拷問の末、事実無根の事件が作られたのです。ですから私は、戦争の狂気と暴走が、敵国ではなく自国の善良な市民をいかに不当に蹂躪したかの一つの象徴として、この横浜事件を捉えてきました。

母は9・11テロも、イラク戦争も、北朝鮮による拉致も知らずに亡くなつています。この切迫した時代、次の時代を戦争に向かわせないようにと、戦争の体験者が晩年をかけて訴えたこと、横浜事件とは、事実無根の捏造事件なのであるというこの真相を、今こそ明らかにしていただきたいと願つてやみません。

第四次再審請求の意義

佐藤博史弁護士が
雑誌『世界』11月号に論文を発表

去る四月十五日、横浜地方裁判所は、第三次請求に対して再審を開始する決定を出しましたが（検察側は即時抗告）、その理由は、わが国のポツダム宣言受諾との関係で免訴を言い渡すべき限りにおいてというものでした。免訴ということでは、横浜事件の被害者は本当の意味で救済されたことになりません。「支援する会会報」四十

七号でお知らせした通りです。雑誌『世界』本年十一月号に掲載されている佐藤博史弁護士の論文は、第四次再審請求こそ、横浜「事件」が「泊会議」に支えられていることを見据えて、その虚構性を、歴史的にはもちろんのこと、司法的な判断としてこれを白日のもとにさらすべき大変意義深い取り組みになっていると明快に述べて

います。ぜひ、『世界』十一月号の論文「横浜事件の真の救済を——第四次再審請求の意義」を繙いてみて下さい。

論文は、「横浜事件と再審請求」「第三次再審請求と横浜地裁決定」「治安維持法の構造と横浜事件」「泊会議」の崩壊——細川論文の意義」の五章立てになっています。横浜「事件」は、その発端になったのが、細川嘉六氏が雑誌『改造』に「世界史の動向と日本」と題して発表した論文ですが、論者細川氏が命がけで説いたものは決して何だったのか、それに対し権力

はどう応じ、司法は何を裁いたのか——。再び戦争の時代を迎えるのではと予感される昨今ですが、横浜「事件」を正視し、その司法判断を糺す、すなわち、横浜「事件」は治安維持法の下で無罪だったことを明らかにする、本格的で初めての再審請求になると、第四次再審請求の意義を強調しています。

なお、「追記」には、論文脱稿後に提出された第四次請求に対する検察官の意見書は、検察当局のおそまつな認識を示す歴史的にも重要な文書であるとの、大変興味深い見解が示されています。

（注）論文の要旨をワンポイント挙げると、横浜事件の確定判決は、判決書の唯一残されている小野康人氏の場合、予審終結決定にあった「泊会議」を削除している。このことはつまり、確定判決は小野康人氏が「泊会議」については無罪としながら「細川論文の掲載」を犯罪事実としているのであって、それは「泊会議」の崩壊を意味し「事件」全体の崩壊を意味する。これこそ横浜事件の証拠構造であって、予審終結決定が、確定判決と対比して読めばそれ自体「泊会議」の虚構を明らかにする新証拠となるのである。

（事務局・片岡）

横浜事件に真の救済を

第四次再審請求の意義 佐藤博史

再審開始を認めた横浜地裁決定は、横浜事件に決着をつけるものではない。第四次再審請求こそ、事件の虚構を白日の下にさらす。

横浜事件と再審請求

横浜事件は「横浜」の「事件」ではない。「横浜」の司法当局が摘発したため「横浜」と冠されているにすぎない。では「事件」だったのか。事件が特高特別高等警察や司法官僚によるフレーム・アップだったことも知られている。しかし、

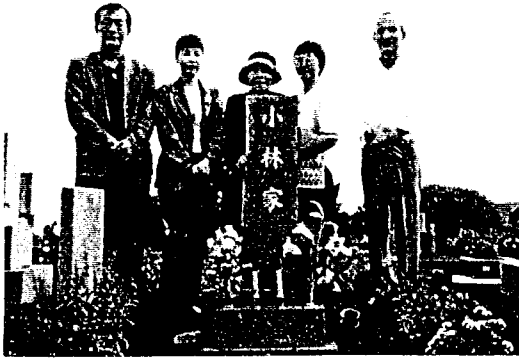
神奈川県特高が「泊会議」を捏造するのに利用した集合写真。だかこの写真は泊旅行スタッフ(本文中の写真参照)の単なる一枚に過ぎなかった。写真提供 斎藤信子



総合雑誌の一つだった「改造」の八月号、九月号に連載された細川嘉六の論文「世界史の動向と日本」が共産主義的啓蒙論文とされたことである以下、「細川論文の掲載」。しかし、「改造」の編集部員だけでなく、「東洋経済新報」、「中央公論」の編集部員や満鉄調査部員が検挙されたのは、同年七月富山県泊(現・朝日町)での細川を囲む「泊旅行が(日本共産党

小野・小林家墓参の記

小林佳一郎



▲小林家の墓の前で、右から筆者、妻、母（貞）、斎藤さん、弟。

父が富士山の裾野に広がる霊園に永眠して早いもので七年が経ってしまいました。私の息子達は学校の勉強で分からない事があると何でも教えてくれる「おじいちゃんは生き字引だ」などと言っておりました。家族に自分が体験した苦勞など話すような人ではありません。父が亡くなって資料や本の整

理で事務局の方々にお会いし、整理をお手伝い頂き、父のことなどお聞きしました。そんなことがきっかけとなり、自分なりに横浜事件のことを理解し、集会にも参加させて頂き、小野さん、齋藤さんとも親しく口を利くようになりました。そんな中で偶然にも小野家のお墓も富士霊園であることを知りました。今度一緒にお参りしましょうと話していましたが、この度、九月二八日に齋藤さん、金田さん、母、弟、妻、私で両家の墓参りをしました。あいにく小野さんは都合が悪くて行かれませんでした。

富士山は雲に隠れておりましたが、良い天気には恵まれ、すがすがしい景色の中で故人を偲びながら、墓前で記念撮影をしたり、休憩所で思いついた話などして時を過ぎました。故人もこうした様子に草葉の陰で苦笑いをしていただい

とでしょう。富士霊園は、出かけるのには少し遠い場所ですが、母は高齢にも

かわらず疲れた様子もなく、和やかなとても楽しいひとときを過ごすことが出来、とても良い供養が出来て本当に良かったと思えます。

横浜事件で直接被害に遭われた方々も、すべてお亡くなりになつた今、改めて皆様のご冥福を心からお祈り申し上げます。

カンパを寄せて下さった方々

（9月）辻通之 永田誠 小木宏
西尾瑜香
（10月）永田誠 渡辺節雄 大江志乃夫

会員の皆さんの声

一歩前進ですが、今日の反動攻勢の中で戦争を問う唯一の闘いです。ご苦勞様です。戦争犯罪に対して傍観者となるか、問われているのが横浜事件だと思っております。

事務局より

▼犬吠の風の愁いに冬立てり（こ

の句は小林英三郎さんの沢山あつた色紙の中から頂いて来た一つです。）

▼支援する会はこの十一月で一期に入りました。引き続きご支援をお願い致します。

▼小野貞さんの著書申し込み用にと、会員の方に振込用紙を同封致しましたところ、大勢の方が会費の請求と思われて、お振込み下さいました。この分に関しましては一八期分として処理させて頂きました。

入会の申し込み・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿樂町1-4-6 松村ビル

横浜事件再審裁判を支援する会

tel/fax 03-3291-8266

〈年会費〉個人：2000円、団体：5000円

●郵便振替 00130-7-150641

●銀行振込 みずほ銀行九段支店

普通預金口座 1478864 「横浜事件再審裁判を支援する会」